第１号様式（第８条第１項）

年　　月　　日

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付申請書

兼実績報告書

（申請先）

横浜市長

（申請者）

法人名

所在地

代表者職・氏名

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付要綱第８条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金の交付を申請します。なお、高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付要綱を遵守します。

１　対象の施設等

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 種別 | □小規模多機能型居宅介護事業所　　　　　□看護小規模多機能型居宅介護事業所　□認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム） |
| 所在地 |  |

２　導入した車両　別紙１のとおり

３　補助金交付申請額

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　円 |

４　他の補助金の有無

|  |
| --- |
| 無　・　有（　　　　　　　　）　※該当するものに○　 |

５　申請者の連絡先に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当者 | フリガナ　 | 所属部署 |
| 　　　 |
| 連絡先 | 電話：　　　　　　　　　　　　 　 メール： |

６　申請要件等の確認　以下の内容に**間違いなければ、**各項目に☑マークをご記入ください。

|  |
| --- |
| [ ] 　補助対象車両は、申請年度の４月１日以降に補助対象事業に着手※した車両になります。※①車両の登録日②車両の引渡日③購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日のうち最も早い日 |
| [ ] 　補助対象車両は、添付書類のとおり、外部給電機能を有します。 |
| [ ] 　補助対象車両は、添付書類のとおり、今年度における経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（ＣＥＶ補助金）」の補助対象一覧に掲載の４輪自動車です。 |
| [ ] 　補助対象車両は、災害時において、自らの施設の介護サービス継続のために活用します。 |
| [ ] 　災害時においては、横浜市からの要請に基づき、運営に支障がない範囲で、停電地域にある施設からの充電及び給電要請に応じます。 |
| [ ] 　補助対象車両は、平常時において、施設利用者の送迎等、施設運営に資する目的にのみ利用します。 |
| [ ] 　補助対象車両は、事業完了日から４年間以上保有します。または、リースの場合は、４年間以上リースします。 |
| [ ] 　関係職員による補助対象事業の遂行状況調査に協力します。 |
| [ ] 　これまでに、上記１の施設において、「ハード交付金（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金。以下、「ハード交付金」という。）」による非常用自家発電設備整備事業の補助金（以下、「自家発電補助金」という。）を受けていません。 |
| [ ] 　今後、上記１の施設において、自家発電補助金は申請しません。 |
| [ ] 　上記１の施設において、本補助金と自家発電補助金との併用はできないことを承知しました。 |

７　添付書類等

（１）導入した車両の外部給電機能の有無等、仕様が分かる資料の写し（見積書、カタログ等）

（２）導入した車両の自動車検査証（写し）及び「自動車検査証記録事項」（写し）

（３）車両引渡日を確認できる書類

車両受領書等、納車日を確認できる書類の写し

（４）請求書（写し）※車両本体価格、法定費用、値引き額、オプション費等が明確なこと

（５）支出を証する書類

領収書の写し又は全額の支払が担保された契約手続の完了を証する書類の写し

（６）リース事業者と使用者とのリース契約書の写し（リース契約で導入する場合）

（７）２社以上の市内事業者からの入札書または見積書

（８）経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（ＣＥＶ補助金）」の補助対象一覧に掲載の４輪自動車であることが確認できる書類

（９）その他市長が必要と認めるもの

第１号様式（第８条第１項）　別紙１

導入した車両

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　別 | □電気自動車□プラグインハイブリッド車 |
| 使用の本拠の位置 |  |
| 導入した車両 | ・メーカー名： |
| ・通称名： |
| ・グレード： |
| ・型　式： |
| 補助対象事業完了日※（１）、（２）、（３）の いずれかの遅い日を完了日とする。 | （１）車両の登録日　　　　　　　　年　　月　　日 |
| （２）車両の引渡日　　　　　　　　年　　月　　日 |
| （３）代金支払日又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）の完了日　　　　　　　　　　　 年　　月　　日 |